平成２５年（フ）第６１８号
仙台市宮城野区西宮城野９番８号　村山アパート２階201
債務者　岡崎　　宏
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６１９号
仙台市宮城野区銀杏町34番25―701号、従前の住所仙台市青葉区東照宮１丁目13番34号
債務者　岡崎　惠子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６９４号
仙台市宮城野区中野字出花西90番地の12　アイ・フローラル中野506
債務者　安食　　齊
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２２号
仙台市太白区鹿野本町23番５号　富士見ハイムＢ―203
債務者　吉田　裕樹
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２４号
仙台市泉区将監５丁目１番20―51号
債務者　菅澤　孝子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２８号
仙台市青葉区台原３丁目２番16号　ヒルズコザン205
債務者　菅野　正純（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４５５号
新潟市江南区丸山443番地１
債務者　渡辺　　勉
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５６号
新潟市江南区丸山443番地
債務者　渡辺　紀子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６１号
新潟市中央区女池南１丁目５番７号
債務者　佐藤　綾乃
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６３号
新潟市中央区横七番町通１丁目4536番地　エスポワール横七105号
債務者　柿本　茉樹
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６３号
三重県津市藤枝町50番地７
債務者　佐々木登茂子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６０６号
兵庫県尼崎市七松町３丁目17番１―101号
債務者　住吉　保則
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目12番５号　グレイスマンション２番館　304号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目７番９―105号
債務者　柏原　吉一
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３０号
兵庫県西宮市樋ノ口町２丁目22番４号
債務者　上平　雅美
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３０号
広島市安佐北区亀山西１丁目８番６号
債務者　上山　美保
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６９号
広島県安芸郡熊野町城之堀９丁目25番７号
債務者　吉峰可南子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３９号
福岡県久留米市東櫛原町2207番地20
債務者　二田　正則
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４１４号
金沢市本町１丁目２番27号　林病院、従前の住所金沢市浅野本町ニ122番地１、従前々の住所石川県河北郡津幡町字浅田乙３番地１
債務者　濱田　文男
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
金沢地方裁判所